

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和46年7月にA区のB出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、一人暮らしで金銭的に困ったことも、実家の援助を受けたこともなく、国民年金保険料の支払い能力は十分あったので、申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①及び②は、いずれも3か月と短期間である。

また、申立人は、種別変更及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年7月まで

私は、平成6年7月に勤務先を退職しA区からB県C町（現在は、D市）に転居して、住民票の転入手続のために役場へ行ったとき、国民年金の加入手続もし、窓口の人に「学生時代に未納があり、今であれば過去にさかのぼってすべて納付できるので納付したほうがよいですよ。」と言われて13万円くらいを納付したはずなのに、申立期間が未納の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間の過年度保険料として13万円くらいを納付したと主張しており、当時の過年度保険料額とほぼ一致している。

加えて、申立人の妹は、申立人が申立期間の過年度保険料を役場の窓口で納付した際、一緒に立ち会い、確かに納付していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年3月まで

申立期間当時、数か月間国民年金保険料を未納としていたところ、納付書も督促状も来なくなった。妻が区役所の出張所へ相談に行ったところ申請免除の扱いになっていたが、免除申請した覚えが無かったので異議を唱え、未納となっている期間を一括で納付する旨申し出て納付した。その際、区役所の担当者から6か月分は時効で納付できないと言われたことを覚えており、6か月の未納期間があるのは認めるが、昭和57年1月から58年3月までの15か月が未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和51年4月以降、平成17年1月に資格喪失するまでの国民年金被保険者期間については申立期間及び時効により納付できなかった6か月間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、昭和59年4月から61年3月までの期間は申請免除期間を追納していること、及び58年10月から59年3月までの6か月の期間は過年度保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張する申立期間に近接する期間の納付状況は、社会保険庁の記録とおおむね一致しており、申立人は申立期間の保険料を納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで
② 昭和42年10月
③ 昭和43年9月から45年3月まで
④ 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間①、②及び③について、私は高校を卒業後、家業を手伝っており、20歳になったときに父が国民年金の加入手続を行ってくれ、父が国民年金と国民健康保険の保険料の集金を行っていたので、国民年金保険料は、家族の分を含めて集金し、A市に納付していたことを記憶している。申立期間④については私の保険料と妻の分を一緒に私が納付していたはずなのに妻が納付済みとなっており、私の分が未納とされている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みであり、A市の保管する申立人及びその妻の被保険者名簿により、申立期間④前後は夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できる上、申立期間④は12か月間と短期間でその前後は納付済みであることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立人は申立期間①、②及び③については申立人の父が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申述しており、申立人は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており証言を得ることは

できないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妹と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、昭和45年7月に加入手続が行われたと考えられ、その時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人の妹の納付状況からも申立期間③について過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果では、申立期間①、②及び③において別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年12月まで

私は、具体的な日付は覚えていないが、昭和55年3月、自宅に来た市職員及び社会保険事務所職員から国民年金の加入と特例納付を勧められ、自宅にあった現金で申立期間の特例納付保険料と53年1月から54年3月までの過年度保険料合わせて22万円から24万円をその職員二人に納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月に、市職員及び社会保険事務所職員に、22万円から24万円の国民年金保険料を一括して納付したと申述しているところ、申立期間の特例納付保険料と53年1月から55年3月までの保険料を合計した保険料額は、申立人の申述している金額と概ね一致している。

また、申立人が説明されたと申述している内容に不自然さは無く、今なら退職した5年前にさかのぼって特例納付できると説明され、再就職して厚生年金保険に加入するのではなく、国民年金に加入することにしたと述べており、国民年金への加入と特例納付した動機に特段の不自然さは認められない。

さらに、申立人の妻も役所の年金の職員が自宅に来たことを記憶しており、申立人の申述は^{しんぴょうせい}信憑性が高いと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A町役場（現在は、B市役所）から昭和53年10月6日付けで「国民年金特例納付案内書」が送られてきて、過去の未納保険料について、1か月4,000円で特例的に納めることができるようになったと知り、町役場に相談し19か月分で7万6,000円を55年4月30日に役場内の銀行に納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和46年4月以降、現在に至るまで国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立人の妻も厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年10月から現在に至るまですべて納付済みであることから、申立人夫婦の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、第3回目の特例納付に係る「国民年金特例納付案内書」を所持している上、特例納付した金額、納付時期、納付場所について具体的に述べており、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が保管する昭和55年度の金銭出納帳には、昭和55年4月30日に家計費として22万円が支出されていることが確認でき、当該家計費から特例納付を行ったとする申立人の主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、結婚した昭和46年4月から現在まで、夫と共に真面目に国民年金保険料を納めてきた。申立期間については、1年分だけ納めていなかったとは思えず、未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き現在に至るまで未納期間は無く、度々前納制度も利用するなど、年金制度を良く理解し、納付意識が高いと認められる。

また、申立期間の前後は前納により納付済みである上、申立人が申立期間直後の昭和59年度の国民年金保険料を前納した昭和59年4月の時点で、申立期間は現年度納付が可能であることから、12か月と短期間である申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、亡夫が昭和50年ごろに一括納付してくれたはずで、6年程前にA市役所でも空白は無いと言われた。納付したことを裏付ける資料として、B市職員が書いてくれたと思われる50年に申立期間を納付するのに必要な金額のメモがある。年金はきちんとおいたと夫は言っていたので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和49年4月から第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月までの期間及び夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月から60歳になる前月の15年11月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったと認められる。

また、申立人が所持するB市と印刷された「国民年金印紙検認票」の裏には、手書きで、昭和50年2月から同年4月までの間に申立期間について特例納付及び過年度納付する場合に必要な金額が年度別に書かれており、申立人の夫が申立期間について特例納付及び過年度納付する意思があつてB市に相談したことが推認できる。

さらに、申立人は、昭和49年度及び51年度から54年度までの期間の領収証書を保管している一方、50年度は納付済みであるにもかかわらず領収証書が無いことについて、「50年度の領収書は一括納付した際の領収書と一緒に確定申告の資料として別に保管していたと思う。」と説明しており、その主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和57年7月から同年12月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和50年4月に会社を辞めてすぐ国民年金に加入して以来、国民年金保険料を払い忘れたことは無い。申立期間①及び②は、自分自身で保険料を納付し、申立期間③は、主に夫が保険料を納付してくれていたため、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、昭和50年4月から国民年金保険料を継続して納付し、54年12月からは付加保険料を合わせて納付しており、納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間①及び②の前後は付加保険料を含めて納付済みであり、両申立期間がそれぞれ6か月と短期間であることを考え併せると、納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間③については、申立人がA市からB市C区に転居した時期に当たるところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和50年5月13日発行）において転居の記録が確認できない上、社会保険庁のオンライン記録により、第3号被保険者該当記録が平成元年3月8日に追加され、このことが記録されている2冊目の年金手帳の住所がB市C区となっていて、同手帳の国民年金の記録欄において昭和61年4月1日からの記録だ

けに「C」のゴム印が押印されていることを考え併せると、申立人がB市C区で国民年金への加入手続を行ったのは平成元年3月ごろと推認され、同時点では時効により申立期間③の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、主にその夫が申立期間③の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その夫も、申立期間③のうち、昭和59年4月から60年9月までの期間が未納となっている（同年10月から61年3月までは厚生年金保険被保険者期間）上、申立期間③の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から同年8月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和55年5月にA市で国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付した。同年9月にB市に引っ越してから、すぐに、B市役所へ行き、国民年金の住所変更を行った。以後、61年4月に第3号被保険者となるまで、保険料を納付し続けたのに、56年1月から同年3月まで未納とされているのは納得できない。

また、昭和53年7月から同年8月についても、国民年金に加入し、保険料を納付したはずなので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和55年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間②を除き第3号被保険者となる前月の61年3月まで国民年金保険料を納付し続けており、住所変更手続も適切に行うなど、申立人の国民年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②の前後は納付済みである上、申立人の夫は、申立期間②の前後を通して同一企業に勤務しており、生活は安定していたと推認でき、3か月と短期間である申立期間②についても納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和53年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、C市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその払出簿により、

55年5月ごろにA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、氏名検索及びC市が保管する索引簿を縦覧した結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から同年9月1日まで
私は、A事業所に昭和24年9月から28年2月まで継続して勤務し、申立期間については実際に勤務しており、厚生年金保険料も控除されているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間の給与明細書及び同僚の証言により、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年3月から5年9月までは44万円、同年10月から6年2月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月1日まで
社会保険事務所から、私の平成4年3月から6年2月までの標準報酬月額が15万円に下げられていると説明を受けたが、当時の報酬は44万円くらいであり、当時、事業主から説明も無く、納得できないので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を平成6年3月1日に喪失しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年3月から5年9月までの期間については44万円から15万円に、同年10月から6年2月までの期間については47万円から15万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、元事業主は、社会保険料の滞納があったことを認めているところ、当該事業所においては、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理がなされている者がほかに一人おり、同日に資格喪失日を遡及訂正処理されている者が一人いることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により役員でなかったことが確認できる上、上記遡及訂正処理が行われた平成6年4月4日より約1か月前の同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の遡及訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年3月から5年9月までは44万円、同年10月から6年2月までは47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月1日から11年2月21日まで
社会保険事務所から、A社での申立期間における私の標準報酬月額が著しく下がっていることを説明されたが、このような訂正が行われる覚えは無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年2月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年3月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が10年1月から11年1月までの期間について41万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる上、当該事業所の事業主は、社会保険事務所の質問応答書において「社会保険の手続は、自分がすべて届出を行っていた。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年4月から同年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月1日まで
社会保険事務所から、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が下げられていると説明を受けたが、給与が引き下げられた記憶は無いので、記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年4月から同年9月までの期間については20万円から9万8,000円に、同年10月から5年1月までの期間については22万円から8万円に、それぞれ遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は役員でなかったことが確認できる上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年2月28日より約1か月前の同年2月1日に資格喪失していることから、申立人は当該標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から同年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは22万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年7月23日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月23日から同年8月1日まで

ねんきん特別便によると、昭和46年7月23日にA社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失して、同年8月1日に同社C支店で資格取得したことになっているが、同年7月23日付で同社C支店に転勤する辞令書の写しがあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の勤務歴、申立人から提出されたA社の昭和46年7月23日付の辞令書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同年7月23日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの資格の取得の届出を行ったと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年9月30日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成5年10月に遡及^{そきゅう}して20万円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、40万8,000円の報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その9か月後の7年6月7日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が、申立期間について41万円から20万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、申立人が取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は営業職であり標準報酬月額の遡及訂正に関しては全く知らなかった。」と述べており、事業主も、「遡及訂正が行われた当時、会社は破産宣告を受けており、破産管財人に任せていたので、自分自身も遡及訂正についての記憶は無く、申立人が関与していたとは考えられない。」と証言している。上記の遡及訂正処理は、A社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成6年11月30日から6か月以上後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は、当該標準報酬月

額の遡及訂正に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和34年3月2日に、A社C出張所における資格喪失日に係る記録を38年9月1日に訂正し、34年3月の標準報酬月額を1万8,000円、38年8月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年3月2日から同年4月1日まで
② 昭和38年8月20日から同年9月1日まで

私の夫は、申立期間の①及び②の2か月間について厚生年金保険の被保険者となっていないが、A社を退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の申立人に関する退職者台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和34年3月に同社D支店から同社B出張所に、38年9月に同社C出張所から同社E出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から申立期間①は1万8,000円、申立期間②は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和29年3月1日、資格喪失日は30年6月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年3月1日から30年6月20日まで

私は、昭和29年3月ごろから30年6月ごろまで、B事業所（正式にはA社）にC（職種）として継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていると考えていたのに、この期間が被保険者期間となっていないことに納得いかない。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時勤務していた同僚の供述では、申立人の妹がA社に勤務しており、姉も勤務していたと供述していることから、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間と一致する被保険者資格記録が確認でき、当該記録は、社会保険庁のオンライン記録によると、基礎年金番号に統合されておらず、未統合のままとされていることが確認できる。

さらに、同被保険者名簿で当該未統合記録者と同日に資格取得しており、前番に記載されている同僚の名前について、本来の表記は、「D」であるにもかかわらず、「E」と記録されていることが確認できる上、当該未統合記録では、申立人の旧姓と合致する漢字の被保険者の氏名が記録されているが、社会保険庁のオンライン記録では、誤った読み仮名で記録されており、当該記録は、未統合のままであることから、当時の人事担当者は、

名前等の確認が不十分であった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該事業所において昭和 29 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30 年 6 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

平成 20 年 11 月 18 日付けで、それまで、18 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっていた私の厚生年金保険記録が事業主の訂正届により取り消され、22 万円に訂正されたが、現状では、保険料徴収権の時効の関係により、将来の年金給付にはつながらないと言われた。将来の年金給付につながるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されていたところ、A 社が当該期間に係る報酬月額を 9 万 8,000 円から 22 万円に訂正する届出を、2 年を超えた平成 20 年 11 月 17 日付けで B 社会保険事務所に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給

付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、当該事業所が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正を当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成20年11月17日に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年9月までは50万円、同年10月から4年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年12月31日まで
② 平成4年12月31日から5年1月1日まで

平成3年1月から4年12月まで、私は、約50万円の月給をもらっていたが、4年11月までの標準報酬月額が8万円となっている上、4年12月の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成3年1月から同年9月までの期間については50万円、同年10月から4年9月までの期間については53万円、同年10月から同年12月までの期間については50万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年1月26日）の後の同年3月3日付けで、3年1月から4年11月まで8万円に、標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して引き下げられている上、5年1月1日の資格喪失日も4年12月31日に変更されている。

また、申立人の供述及び法人登記簿により、申立人が取締役でなかったことが確認でき、同僚の回答からも、申立人が当該手続に関与していたことをうかがわせる事情は認められない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録では、離職日が平成4年12月31日となっており、申立人の当該事業所における資格喪失日の変更について、合理的な理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、上記のような訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①及び②において資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月1日に訂正し、また、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年1月から同年9月までは50万円、同年10月から4年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年7月から23年7月までは200円、同年8月は2,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から23年9月1日まで

私は、大学卒業後、昭和22年4月1日にB社（23年6月からA社に社名変更）にC（職種）として入社し、25年7月末に退職するまで継続して勤務した。年金記録をみると、22年7月1日から23年9月1日までの14か月が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月にB社（当時）にC（職種）として入社し、同社D支店勤務となり、E県F郡G村においてH（工事）に従事した後、同社I本社勤務となり、J（工事）に従事したと供述しているところ、昭和23年4月17日に撮影と記載された写真及びその写真に写っている同僚の証言から、申立人は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人がA社の後に勤務したK事業所が保管する申立人に係る人事記録には、前歴として、申立期間を含む昭和22年4月4日から24年7月25日までA社に勤務と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及び同社D支店に継続して勤務し（昭和22年7月1日に同社D支店から同社本社に異動）、申

立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険庁の記録から昭和22年7月から23年7月までは200円、同年8月は2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する厚生年金保険記録において、申立人の被保険者資格取得年月日が昭和23年9月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ただし、法人登記簿によれば、現在のA社は、申立期間当時のA社が平成12年9月に民事再生法の適用を受けた後、L社が19年6月に商号譲渡を受けたものであり、譲渡会社であるA社の債権については責を任じないと明記されている。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年3月31日まで
申立期間における私の標準報酬月額は36万円であったが、社会保険事務所の記録が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月22日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年7月から6年2月までの期間について36万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、元事業主は、「申立人は営業担当者であって、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年10月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月から同年6月までは10万4,000円、同年7月から同年9月までは12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年10月31日まで
私は、昭和51年10月31日までA社に勤務していた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月30日になっているが、申立期間についても勤務していたことが分かる雇用保険被保険者離職票があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者離職票により、申立人は、申立期間を含めて昭和49年1月16日から51年10月31日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和51年10月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失届は、その約3か月後の52年1月28日に届け出られている上に、51年7月の標準報酬月額の改定が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、当該事業所の複数の元同僚は、「申立人は、B（職種）をしており、社会保険の届出等には、関与していない。」と証言していることから、申立人は当該資格喪失の届出に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効

なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和 51 年 10 月 31 日であると認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までは 10 万 4,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から50年3月まで

私は、申立期間について、A大学B科C部に通学し、昼間は父の事業所であるD事業所の仕事の手伝い、A大学の恩師の家事手伝い、E事業所、F事業所のG（職種）等として働きながら、私が自分で国民年金保険料を納付してきたので、未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月以降にH市において払い出されており、その時点では、申立期間のうち48年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、保険料を自分で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付状況等の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間は129か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1643

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年12月まで

私は、昭和41年9月から43年12月までの国民年金保険料を、A市の集金人に過去の未納分を納付できると勧められ、46年ごろに何回かに分けて集金人に納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに特例納付で申立期間の国民年金保険料をA市の集金人に納付したと主張しているが、申立期間当時、A市の集金人は、過年度保険料及び特例納付の保険料の収納は取り扱っていなかったことが確認でき、申立内容に不自然な点が見受けられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等について記憶が明確でない上に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年1月まで

私は、退職した会社の担当者から国民年金の加入を勧められ、昭和50年1月にA出張所で加入手続きし、その後、B銀行C支店の窓口で国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和54年2月17日任意加入」と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、かつ、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を所持していたことはないと述べており、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から53年3月まで
私の国民年金加入手続は母が行い、その後、母が国民年金保険料を払い続けてくれた。申立期間の昭和40年8月から53年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金への加入手続を行い、その後、母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母は他界しており事情を聴取することができず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は年金手帳を1冊しか所持していないと述べている上、申立人の国民年金手帳記号番号のA市への払出しは昭和55年4月であり、A市の記録によると申立人は同年5月27日に国民年金の被保険者資格を新規取得しており、この時点で、申立期間である53年3月以前の保険料は時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から56年3月まで

私は結婚後、義母に国民年金への加入を勧められ、私の夫がA町で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が実家からの援助を受け、結婚直後の昭和40年3月からB市に転居する56年3月までの期間滞ることなく納付していたのに、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和58年8月であることから、56年3月以前である申立人の申立期間は国民年金保険料を納付することのできない期間である上、申立期間当時にA町へ払い出された手帳記号番号を調査した結果からも別番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入及び転居時の住所変更手続に関与しておらず、関与したとする申立人の夫の国民年金への加入状況、住所変更時の状況に関する記憶は曖昧^{あいまい}であることから、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人は申立期間のうちの厚生年金保険加入期間の国民年金保険料の還付を受けた覚えは無いと申述しており、社会保険庁の被保険者台帳でも保険料還付の記録を確認することはできない上、昭和44年にC市に転居した以降は金融機関を通じて保険料を納付していたと申述しているが、申立期間の過半について金融機関を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、それほど長期間にわたり納付記録が漏れるということは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から55年3月まで

私の国民年金は、昭和53年3月ごろ私の老後のためにと、母がA市役所で加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を支払ってくれた。57年3月に結婚してすぐに母親から領収証書を受け取ったとき、30歳から支払っていたのだと思ったことを良く覚えている。保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ごろ申立人の母が申立人の老後のためにと国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年4月以降に払い出されたことが確認でき、その時点において申立期間のうち53年3月から54年3月までの期間は保険料を過年度納付することができる期間であるが、保険料について、申立人の母親はさかのぼって納付したことを憶えていないとしており、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、別番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、昭和57年3月に結婚してすぐに、義母からそれまで納付していた保険料の領収証書を受け取ったとき、定かではないが、昭和53年度と表示された領収証書を見て、自分の国民年金と同じ30歳から納付していたと思ったと証言しているが、妻は、受け取った領収証書が53年3月以降の4年分であったか、55年4月以降の2年分だったかについて記憶が定かでないとも述べており、記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1648 (事案 460 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から61年3月まで
私は、昭和56年か57年に国民年金保険料をまとめて納付できるという新聞記事を読み、市役所に電話し納付書を郵送してもらい、郵便局で納付したので、未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から申立期間の保険料の納付が不可能である上、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等の写し)も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月13日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、特例納付の実施期間ではない昭和56年又は57年当時に、国民年金の加入手続をした覚えがなく、その夫が厚生年金保険の被保険者であるにもかかわらず、数年先の分をも含む申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から62年3月まで

私は、昭和55年2月に国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料については、私の銀行口座から妻の分と一緒に口座振替で納付していたので、妻が納付済みとなっているのに私が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年6月2日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであることから、申立人は同年6月ごろに加入手続を行ったと推認でき、氏名検索及び個人別記号番号払出簿（55年2月から56年3月まで）の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和62年6月の時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時から保険料をその妻の分と一緒に口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和62年4月から同年9月までの保険料については、申立人は同年9月に一括して納付している一方、申立人の妻は1か月ごとに口座振替により納付していることが確認でき、申立内容と相違している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び口座振替の申込については、妻が行ったと思うと述べているが、その妻は夫が自分で行ったと思うと述べるなど申立内容に曖昧さがうかがえる上、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年5月まで

私は、昭和57年5月に会社を退職し、収入が無いため生活保護を受けていたが、国民年金保険料は納付していた。保険料はA市役所B出張所又はC郵便局で納付した。C郵便局では2、3回納付した記憶がある。私の年金記録が法定免除とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、複数回、郵便局で納付した記憶があると主張しているが、申立期間当時、A市では郵便局で保険料を納付することはできなかったことを確認済みであり、申立内容と相違している。

また、申立人は、生活保護を受けながら保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳において、「法免57.6」、「法免消滅58.8」との記載があることから申立期間について法定免除の取扱いを受けていたことが確認できる上、申立人は、納付した保険料額についての記憶が無く、申立期間について、後から追納を行った記憶も無いとしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年3月までの期間及び46年1月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から41年3月まで
② 昭和46年1月から51年10月まで

私の国民年金保険料は、結婚するまでは、親が納付してくれていたはずなので、昭和38年8月から41年3月まで未納とされているのは納付できない。また、45年9月に結婚した後は、妻が夫婦二人分を納付したはずなので、46年1月から51年10月まで未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和41年2月以降に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和41年2月以降の時点で、申立期間のうち38年8月から同年12月までは、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も37年3月から申立期間を含め41年3月まで未納となっている。

さらに、加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする両親は既に他界し、同時期に加入した兄とも連絡が取れない上、申立人は直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明である。

2 申立期間②については、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その妻の手帳記号番号は、昭和54年7月

以降に払い出されていることが確認できる上、申立期間②については任意未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することはできず、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付時期及び金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}で、納付状況が不明である上、意見陳述においても申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえなかった。

- 3 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1652（事案44の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から48年3月まで
20歳になった時に国民年金保険に加入したと母から聞いており、国民年金保険料を一度も支払っていないとは考え難い。
同居していた兄二人は未納期間が無く、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないこと、申立人が提出した家計簿に申立人の国民年金保険料に該当すると思われる支出が認められないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年1月24日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、当時の国民健康保険税額を試算し、その結果を根拠に、当委員会が国民健康保険税と判断した家計簿の支出の中に、自分の国民年金保険料が含まれていると主張しているが、申立人の試算した国民健康保険税額が妥当なものとは考えられず、上記の支出の中に申立人の国民年金保険料が含まれているとは認められない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことについては、それを覆し得る新たな資料・情報が無く、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 21 日から 3 年 3 月 1 日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、平成 2 年 9 月 21 日から 3 年 3 月 1 日までの期間は、厚生年金保険に加入しているはずであり未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所で保管している「社会保険加入者名簿」には、申立人は、昭和 56 年 2 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得（健康保険番号*番）、平成 2 年 9 月 21 日に喪失、3 年 3 月 1 日に再取得（健康保険番号*番）と記載され、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況については、これらを確認できる関連資料が無いと不明であると回答しており、同僚等からの証言も得ることができない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年7月12日から同年9月3日まで
② 昭和15年12月15日から16年3月21日まで
③ 昭和16年5月19日から同年7月2日まで
④ 昭和16年8月25日から17年10月4日まで
⑤ 昭和17年11月27日から21年2月6日まで

私の祖父は、昭和15年6月1日の船員保険法発足に伴い、A社（現在は、B社）にて常用雇用の船舶職員として働いていたので、申立期間①、②及び③についても当然に船員保険に加入していたことと考えられる。また、祖父は、16年1月24日から軍隊に徴用されていて、戦時中に徴用された船員の船員保険記録を認める判例が平成19年11月にあり、これに類似するものとするので、申立期間④及び⑤について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、B社から提出された「C（資料名）」及び「D（資料名）」により、申立人は、昭和15年8月23日にA社に採用され、同年9月4日から同年12月13日までの期間については「E丸」に、16年3月23日から同年5月17日までの期間については「F丸」に、同年7月2日から同年8月23日までの期間については「G丸」に、それぞれ乗船していることが確認できるが、申立期間①、②及び③については、乗船しておらず、当時の船員保険法（昭和20年3月以前）では、乗船中のみを船員保険の被保険者とする取扱いであったことから、

申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間④及び⑤については、厚生労働省社会・援護局から提出された「履歴書」により、申立人は、乙船員として、昭和16年1月24日に軍隊に徴用され、同年3月23日から同年5月17日までの期間は「F丸」に、同年7月6日から同年8月19日までの期間は「G丸」に乗船した後、甲船員として、同年9月22日にH（軍属の階級）を命ぜられるとともにI部に配属され、同日から17年3月16日までは「J丸」に、同年12月31日から19年1月24日までは「K丸」に乗船し、同年6月1日にL部に転属され、同日からは「M丸」に乗船し、21年2月6日に解雇となっていることが確認できる。

しかし、厚生労働省社会・援護局は、「乙船員とは、船舶と共に徴用される船員で、船員保険の加入対象となるが、甲船員とは、軍が直接採用する船員であり、内地であれば旧令共済の可能性はある。」と回答しており、乙船員であった期間については、社会保険庁の記録のとおり船員保険被保険者期間であり、甲船員であった申立期間④及び⑤については、船員保険の対象にならないと推認される。

3 このほか、申立人が申立期間において船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年5月まで
② 昭和44年11月から45年6月まで

私の祖父が記載した履歴書には、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社(下請)に勤務していたとあるのに、これらの事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和40年に作成し、45年に加筆している履歴書に記載がある申立期間の前の事業所については、厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A社は申立期間①当時、C市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、名称が同じA社(D区)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、名称が類似しているE社(F区)の事業所別被保険者名簿においても、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年1月から44年5月までに資格取得した者の中に申立人の名前は無い。

申立期間②については、申立人が作成した履歴書には、「B社(下請)入社」と記載されているところ、B社は、申立期間②当時の下請会社の名称及び厚生年金保険の取り扱いについて、当時の資料が無いため不明であ

ると回答していることから、申立人が勤務していた事業所の特定ができない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1107 (事案 153 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から34年10月まで
私は、昭和33年7月にA社に入社した時、各種保険に加入する説明があり、厚生年金保険料が給与から天引きされていたことを記憶している。一緒に働いていた同僚に確認すれば、私が厚生年金保険に加入していたことが分かるはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び同僚の名前が無かったこと、及び口頭意見陳述においても、申立人の申立内容を確認できる事情は認められなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月8日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな同僚の供述を根拠として、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているが、その同僚は、既に、供述を得ている同僚と同一人物であることを申立人も認識しており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人が提出していた「* (番号) の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票」については、「事業所名 *」、「番号払出年月日 昭和34年12月21日」と記録されていることが確認できる上、C社D支店において、申立人と同日に資格取得している者の厚生年金保険整理記号番号のうち、「* (番号)」から「* (番号)」までが連番となっており、整理記号番号「* (番号)」は、申立人がC社D支店において、資格取得した際に払い出されたものであり、A社で厚生年金保険の被保険者であったことを示す関連資料とは認め難い。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年6月27日まで

私は、A社B工場に、昭和19年5月から20年6月27日まで通年勤労働員されたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。C市は昭和20年7月の空襲で全滅状態になっており、社会保険事務所の名簿も焼失しているので、私の記録も無くなっているのではないかと思うので確認して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「C市立D高等学校E誌」及び「C市立D高等学校同窓会名簿」により、申立期間のうち、昭和19年5月から20年3月までの期間については、申立人がA社B工場へ通年勤労働員されたことが確認できる。

しかし、通年勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和19年厚生省告示第50号（通年勤労働員学徒指定）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、申立期間のうち、申立人がC市立D高等学校を卒業後の昭和20年4月から同年6月27日までの期間について、申立人と同様に、学生時から引き続きA社B工場で勤務していたと証言している同僚3人についても、申立期間において当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、当該事業所は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であり、申立期間当時の申立人の勤務実態が不明である上、ほかに、申立人の申立期間における厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1109 (事案 334 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 9 日から 42 年 2 月 16 日まで
私は、平成 19 年に A 社会保険事務所で、申立期間の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を 42 年 3 月 17 日支給済みと言われたが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金は、事業主による代理請求の可能性が高いと考えられること、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、支給額に計算上の誤りも無いなど一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、「自分以外の脱退手当金受給者は、一人は結婚相手が会社の上司、一人は社長の親戚であったから、脱退手当金を受給したのである。」という主張を根拠として、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立人の主張は脱退手当金の支給要件と全く関係が無い内容であり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与（50万円）から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 1 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同年 2 月 4 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 4 月から同年 9 月までの期間については 53 万円から、同年 10 月から 10 年 1 月までの期間については 36 万円から、それぞれ 9 万 2,000 円に遡及訂正^{そきゆう}されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は「社会保険事務所からの指導を受け、私が厚生年金保険の標準報酬月額の遡及訂正について同意して、手続を行いました。」と述べていることから、申立人が当該遡及訂正処理に同意していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 28 日から 35 年 6 月 24 日まで
私は、申立期間はA社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、平成 20 年 8 月に届いたねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。そのような手当を受給した覚えが無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名が記載されているA社の厚生年金保険被保険者名簿のページとその前後のページに記載されている女性 45 人のうち、38 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 27 人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所の継承事業所の事業主は、「当時いた元社員に確認したところ、会社に請求手続を代行してもらい脱退手当金を受給したと述べていることから、会社が退職予定者に脱退手当金受給手続について説明し、希望者については、請求手続を代行していたと思われる。」旨の供述をしているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 35 年 12 月 5 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では平成 14 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 44 万円となっているが、給与明細書の給与支給額と相違している
ので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書により、申立期間の給与支給額は、申立人の主張するとおり、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（44 万円）の決定の基となる報酬月額（42 万 5,000 円以上 45 万 5,000 円未満）よりも高い額が支給されていたことが確認できる。

しかし、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、申立人の申立期間について、給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年6月10日まで

私は、実家で農業を手伝いながら、計4回、A事業所へ勤務していたのに、4回目の期間については厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同事業所にはB部があり、昭和34年に3段の免状を取り、同事業所を退社して就職した事業所で37年に4段の免状をとったこと、及び同事業所を退職するに当たり送別会をしてくれたことを記憶しており、申立期間において同事業所に勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和25年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人の3回目の被保険者資格喪失日と同じ30年7月1日に適用事業所でなくなった後、申立期間後の36年3月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、当該事業所は、昭和59年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて当時の関係資料の所在は不明であり、元事業主は既に他界していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の実態について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 26 日まで
私は、夫から月 20 万円以上の生活費を渡されていたので、それ以上の月給であったはずなのに、申立期間の標準報酬月額が 8 万円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 5 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 2 か月後の同年 3 月 3 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3 年 1 月から 4 年 12 月までの期間について、53 万円から 8 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の経理の責任者であった取締役経理部長として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、閉鎖登記簿謄本及び複数の同僚の供述（回答）により認められる。

また、申立人は、当該事業所を所管する社会保険事務所に当時在籍していた職員（B（役職））の名刺を保有していたことから、申立人はA社の社会保険事務に関与していたと推認でき、申立人が当該手続に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役経理部長として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 25 日から 36 年 7 月 1 日まで
私は友人の紹介で、A社に入社し、昭和 36 年 7 月にB社に入社するまで同社に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「当該事業所では月給制か日給月給制かを選択でき、自分は日給月給制だった。」と供述しているところ、元同僚の一人は「日給月給制の場合、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述し、別の元同僚（昭和 35 年 10 月から被保険者期間）は、「昭和 33 年に入社したときは日給月給制で、月給制になった 35 年から厚生年金保険に加入した。日給月給制で厚生年金保険に加入していない者は、ほかにも結構いた。」と供述していることから、当該事業所では、勤務形態により厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたと推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 38 年 1 月から同年 5 月まで

私は、昭和37年7月から同年12月までA社B支店に勤務し、同社と一緒に働いていた元義兄がC社に転職したことから、元義兄の勧めで38年1月に同社に転職した。

C社では、D支社に入社後、E（地名）の本社へ異動となり、昭和38年5月にF社に1年間の約束で出向するよう命じられた。

A社とF社へ出向前のC社の厚生年金保険の記録が無いのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和37年7月からA社B支店に勤務したと主張しているが、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、申立期間前の37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、関連会社と推認されるA社G部の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が一緒に勤務したとする元義兄の被保険者記録は確認できるが、申立人の氏名は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、平成6年9月に会社更生手続を経て廃業しており、申立期間当時の関係資料の所在が不明であり、当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、C社から、申立期間直後の昭和38年5月にF社に1年間の約束で出向するよう命じられたと主張しているところ、G（35年にF社に商号変更）の閉鎖登記簿謄本において、「Hの販売」が目的として登記されていることが確認できる上、申立人は、F社において38年5月26日から39年3月25日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人の主張と符合する。

しかし、社会保険事務所が保管するI社（昭和39年9月15日にC社に名称変更）の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、C社は、「申立期間当時の関係資料を確認したが、申立人が申立期間において在籍していたことを確認できなかった。」と回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月から 7 年 1 月まで

私は、平成 4 年 1 月から 7 年 1 月まで A 市 B 区の C 社に勤めていた。退職後、失業給付をもらった記憶があり、厚生年金保険の被保険者記録がないのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主照会回答書、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間当時、C社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該同僚は、「C社では、原則として月給制で社会保険に加入することとなっていたが、本人の希望により日給制の臨時雇用として社会保険に加入しない者もいた。」と説明しているところ、当該事業所は、申立人は、臨時雇用の者だったので、社会保険に加入していない旨、回答している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、C社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は無く、申立期間において整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 29 日まで

私は、A社に入社後、昭和 45 年 8 月 1 日からB社へ出向し、B社から給与が支給され、厚生年金保険料も天引きされていたが、社会保険庁の記録では、申立期間についてもA社で厚生年金保険に加入していることになっている。

当時、B社では、月給がA社より高く、標準報酬月額が実態より低い金額になっているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において昭和 31 年 5 月 26 日資格取得し、46 年 4 月 29 日に離職していることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の加入記録と符合する。

また、申立人が同じ日に一緒にB社に出向したとする元同僚も、昭和 46 年 5 月 29 日までA社で厚生年金保険の被保険者となっており、B社における資格取得日は、申立人と同じ 46 年 7 月 21 日であることから、A社では、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入させたまま、B社に出向させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、社会保険庁の記録により、昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、45 年 10 月 1 日に適用事業所でなくなった後、46 年 3 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間の一部において、適用事業所となっていない。

加えて、A社は、申立期間当時の関係資料は既に廃棄済みであるとして

おり、B社も、昭和47年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて、当時の関係資料の所在が不明であり、両事業所とも当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がB社において厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 4 日から 38 年 9 月 16 日まで
A事業所がB事業所になったのは、昭和 36 年 12 月 4 日であり、私もこのときに厚生年金保険に加入したはずである。厚生年金保険被保険者記録が 38 年 9 月 16 日からになっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚である申立人の弟の証言により、申立人は、申立期間にB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した年月日が昭和38年9月16日と記載されており、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）の記録とも符合する。

また、申立人は、B事業所が設立された昭和36年12月4日から厚生年金保険に加入したと主張しているところ、事業主である申立人の父の資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった35年7月1日より1年8か月後の37年3月1日となっており、38年4月から勤務していたと主張する申立人の弟も、資格取得日は42年5月1日となっており、当該事業所では、適用事業所となった当初又は勤務当初から厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所は、昭和57年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて関係資料は既に廃棄されており、当該事業所において社会保険手続を担当していたとされる者及び事業主は既に他界し、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。